

控訴審第7回裁判のご報告

令和2年2月28日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第29準備書面(「長期評価」に基づく津波対策は不要とした2002年8月保安院対応が著しく合理性を欠くこと)

○概要

- ① 規制権限不行使の違法が問われるべき規制判断は、「長期評価」の津波地震の想定に基づく津波対策は不要であると判断した「2002年8月保安院対応」である。「2002年8月保安院対応」とは、2002年8月、保安院担当者が、東電の津波担当者に対し、「長期評価の見解」の地震学上の根拠を確認させ、その報告に基づいて、「長期評価の見解」の信用性が低いとして決定論に基づく規制には取り入れず確率論的安全評価において取り扱うとの東電の方針を受け入れた対応である。

この保安院の対応は、地震学の専門家等の調査審議を経ることなく、いわゆる「しろうと判断」としてなされたに過ぎない。また、この当時、既に「7省庁手引き」「4省庁報告書」において、一般防災を前提としても、「想定される最大規模の地震・津波」を考慮すべきものとされ、かつ、想定地震の発生位置は既往地震を含め太平洋沿岸を網羅し、特に津波地震への特別の考慮が必要とされていた。そして、この当時、「津波評価技術」において津波シミュレーションの推計手法が確立していた。

保安院は、2002年8月以降本件事故に至るまで一貫して、「長期評価」について、再検討の対象として視野に入れること自体もなく、何らの考慮も検証も行っていなかった。

これらを踏まえると、2002年8月の保安院の対応は、著しく合理性を欠く。

- ② 原子力の安全規制に関する法令の趣旨・目的を踏まえれば、技術基準省令62号4条1項の「津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」を判断する際、地震学上の「客観的かつ合理的根拠」が認められる知見を前提に、「想定される最大規模の地震・津波」を考慮すべきである。
- ③ 国は、伊方原発最高裁判決を援用した上で、「長期評価の見解」の評価について、保安院に広範な科学的・専門的技術的裁量が認められる、と主張する。
しかし、とりわけ2002年8月保安院対応は、地震学者等の専門家による調査審議及び判断に基づくものではなく、「専門家による調査審議及び判断」自体存在しないことから、専門的技術的裁量を認める前提を欠く。
- ④ 名古屋地裁判決は、国の責任を否定した。
しかし、名古屋地裁判決は、保安院が実際に行った判断過程(2002年8月保安院対応)を踏まえず、判断している。

また、名古屋地裁判決は、予見可能な津波によって重大事故に至るおそれがある場合においても、それを基礎づける知見が通説的なものでない限り、規制権

限の行使が義務づけられることはない、と判断している。この判断は、高度な安全性を求める原子力安全規制に関する法の趣旨に反する。

- ⑤ 東電は、2008年7月の武藤裁定によって、津波対策を先送りした。これは、「長期評価」を考慮しないという東電の方針に対し、2002年8月保安院対応による黙認があって、初めて可能となったものである。

2002年8月保安院対応が、津波対策の先送りによる本件事故の直接の原因となった。

★第30準備書面(2002年「長期評価」の客観的及び合理的根拠が本控訴審での攻防を通じて明らかになったこと)

○概要

- ① 国が行使すべき技術基準適合命令発令の前提として、「長期評価」に基づいて推定される津波が、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波」に該当し、それによって「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」にあたり、同法39条1項により、東電が技術基準への適合性を確保するための措置を講じる義務を負う状態にあったか否かが確定される必要がある。

「長期評価」は、地震本部の法令上の根拠と目的から、個々の専門家の見解とは異なる重要性をもつ。これは、福島地裁判決・東京地裁判決・松山地裁判決が正しく指摘している。

「長期評価」の津波地震の想定には、地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められるものであり、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波」を基礎付けるものである。

- ② 国は、「既往地震の発生が確認できない領域に地震を想定できるのは、既往地震のメカニズム等が特定され、かつ、既往地震の発生領域と既往地震の発生が確認できない領域との間に同一性、近似性が認められる場合に限定される」と主張している。しかし、この主張は、国独自の見解に過ぎない。

- ③ 今村文彦証人は、地震想定についての証言の適格性を欠いている。今村氏は、「長期評価」の公表当時ではなく、刑事事件の証言をした2018年当時においても、海溝型分科会の議事録を、確認すらしていないのである。

国は、「長期評価」が専ら「国民の防災意識の高揚」を目的としていた、と主張する。しかし、地震本部の役割と「長期評価」の目的は、防災行政に地震学の知見を反映させることである。

国は、「長期評価」の津波地震の評価につき、科学的根拠を伴っておらず、保安院がその採否に際し、審議会等における調査審議を経ずとも合理的であった、と主張する。しかし、「長期評価」は、地震学の専門的知見を有しない保安院の担当者が「しろうと判断」して、一見して、客観的かつ合理的根拠のないことを確認できる性質のものではない。国の反論は、「結論先取り」の誤った主張である。

★第31準備書面(結果回避可能性における重要争点に関する一審原告らの主張～一審原告ら第25準備書面の補足～)

○概要

- ① 敷地高さを超える津波が想定されるに至った場合の代表的な防護措置は、「防潮堤の設置」と「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」であ

る。

「防潮堤の設置」については、施工に長期間を要し、多額の費用も見込まれ、特に原子炉施設の設置後の事後的な「防潮堤の設置」については技術的に克服すべき課題が大きい。

他方、「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」は、「配電盤等の重要機器を防護して重大事故を回避する」ことだけに集中した防護措置であり、時間的にも早期に施工が可能であり、かつ工事費用も比較的少額で済む。そして、「重要機器室の水密化」は、「タービン建屋等の水密化」に比べても、さらに、時間的にも早期に施工が可能であり、かつ工事費用も比較的少額で済む。

- ② 国は、本件津波と想定津波の規模等の異同に関する主張に固執している。
しかし、想定津波によっても、(場所によって違いはあるものの)最大で5mを超える浸水深が予想されていたこと、本件津波の東側から海水の遡上による影響が限定的なものであったことからすれば、浸水深・それによって推定される津波の動水圧について、想定津波と本件津波の間に、結果回避可能性を否定するほどの大きな差異はなかった。
- ③ 水密化による防護措置を設計する場合には、工学的に「安全上の余裕」が求められる。とりわけ原子力安全規制に際しては「事前警戒」を基本として、「安全上の余裕」が十分に考慮されるべきである。
- ④ 2002年末以降、適時に規制権限が行使されていれば、1年程度の間に「重要機器室の水密化」と「タービン建屋等の水密化」の完成が見込まれた。
- ⑤ 国は、敷地高さを超える津波に対する防護措置が「防潮堤の設置」に限られる、と主張する。この国の主張は、誤りである。
敷地高さを超える津波に対する防護措置として、「防潮堤の設置」に先立ち、またその設置とともに防護の多重化のために建屋の水密化が求められる。防潮堤の完成に至るまでの期間において、「重要機器室の水密化」及び「タービン建屋等の水密化」が必要なのである。水密化措置は、本件事故の前後を通じて、現に検討され、実施され、指示されていた。本件事故直後には、保安院により、防護措置として建屋の水密化措置が例示されたところである。
- ⑥ 技術基準適合命令において前提とすべき原因事象、「重要機器室の水密化」「タービン建屋等の水密化」等の求められる結果回避措置につき、一審原告らは、十分に特定して主張立証している。
この点、国は、上記以上の水密化措置等についての詳細な設計条件等の特定を、一審原告らへ求めている。しかし、一審原告らと国・東電らの間における情報の偏在を考慮すれば、上記国の求釈明は、筋違いである。
- ⑦ 想定津波を前提とし、「安全上の余裕」を考慮し、工夫を尽くし、かつ本気で防護措置に取り組めば、本件事故は防げたといえる。

★第32準備書面(一審被告国の控訴審第9準備書面に対する反論)

○概要

- ① 国は、一審原告らが(防潮堤の設置を全く前提とせず)建屋等の水密化のみによる防護を主張していると、誤った争点整理をしている。
一審原告らは、「防潮堤の設置」とともに「水密化」措置が求められると主張している。福島地裁判決が示したように、防潮堤の完成までは「防潮堤に代えて」

水密化を講じ、防潮堤の完成後は、防潮堤の設置とともに水密化が求められるのである。

- ② 国は、一審原告らが「タービン建屋等の水密化」のみを主張し「重要機器室の水密化」を不要と主張していると、誤った争点整理をしている。

「建屋の水密化」は、「重要機器室の水密化」と「タービン建屋等の水密化」の双方を含む概念である。重要機器の被水の回避という目的との関係では、「重要機器室の水密化」が直接的な防護措置であり、「タービン建屋等の水密化」は間接的な防護措置となる。

- ③ 「防潮堤の設置」の完成に長期間を要する以上、その完成に先立ち最低限の措置として、早期に施工可能な「水密化」が求められる。

敷地高さを超える津波が想定される場合、速やかに「重要機器室の水密化」と「タービン建屋等の水密化」による防護措置が講じられるべきであり、「防潮堤の設置」まで長期間にわたって、漫然と原子炉の稼働を継続することは許されない。

★第33準備書面(一審被告東電共通準備書面(5)に対する反論)

○概要

- ① ハンセン病判決では、ハンセン病事件における特異な要素を加味しながら、本件とは異なる請求の枠組みに沿って、損害額の算定・減額が行われている。同判決で認定された包括慰謝料額との単純な比較によって、本件における慰謝料額を考へることは、およそ不可能である。

- ② 東電の主張は、復興政策に焦点をあてるものであるが、根拠となっている資料はむしろ地域社会における生活基盤が失われた現状が引き続いて存在することを裏付ける。

富岡町の場合、直近の住民意向調査では、全体の8割が帰還の意向を持っていない。東電は、施設・医療機関の営業再開、公共交通機関の整備を主張するが、実際に帰還する住民はごくわずかである。

飯舘村の場合、東電は、復興の拠点として、までい館が再開したことを主張する。しかし、までい館は、村外の人間により利用されており、飯舘村の住民の日常生活の拠点として利用されていない。帰還率は2割程度であり、直近の住民意向調査においても、5割以上が帰還の意向を有していない。村内から通学する子どもはほとんどおらず、多くの子どもが、村外からスクールバスで通っている。除染状況も遅々として進んでいない。浪江町も、避難者は戻っておらず、従来のコミュニティが失われている。

南相馬市小高区も、東電は「相馬野馬追」祭りの人数を強調するものの、参加者は一時的に南相馬市を訪れているだけである。フレコンバックも未だ搬出されていない等、放射線の影響・放射線に対する住民の不安は、完全に回復しておらず、住民が安心して生活できる生活の本拠に戻っていない。子どもを育てている世帯が南相馬市から避難した一方、南相馬市で働くために移住した単身世帯が増加している。

★第34準備書面(乙二共第355号証・水野意見書に対する反論)

○概要

- ① 東電は、水野謙学習院大学法学部教授作成意見書を、証拠として提出した。

水野意見書では、一審原告らが失ったコミュニティを、時間と空間から切り離され、具体的な場所性を持たない「人と人との関係性」のみに限定された「コミュニティ」と捉えている。また、水野意見書では、一審原告らが失ったものにつき、地域での現実の生活に根ざした価値ではなく、将来に向けての「発展可能性」に過ぎない、とも述べられている。

水野意見書は、被害の実態からかけ離れ、被害実態を踏まえていない。一審原告らが主張する被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穩生活権」であり、本件の重層的で多様な被害を包括的・総合的に把握することによって、その全体像を示すことができる。

- ② 水野意見書では、「中間指針による賠償の基準は、最低限の水準を示すものに過ぎないという見解」につき、説得的な理由を示していない、と記載されている。

しかし、中間指針は、当事者間の自主的な合意による救済を想定しており、最低限の水準にならざるを得ないのは当然である。また、潮見教授が指摘しており、政府の審議会が策定した復興政策上の文書である中間指針は、公共政策的制約を持たざるを得ない。

★第35準備書面(一審被告東電共通準備書面(9)に対する反論)

○概要

- ① 東電は、一審原告らの精神的損害を評価するにあたり、財産的損害の賠償が極めて重要と主張する。

しかし、裁判実務上、財産的損害と慰謝料は別々に算定される。財産的損害についての賠償が不十分だった場合に、慰謝料が減額されるという理論ではない。財物損害についての支払が慰謝料に充当されることにつき、東電から支払われる時点で、当事者は予定していない。

- ② 東電は、既に支払った賠償金の充当に関し、世帯の構成員全員の損害に填補されるべきと主張する。

しかし、世帯が同一だからといって、ある人物に支払われた弁済の効果は、他の人物にも及ばない。

- ③ 東電は、東電公表賠償基準に基づく支払に関し、遅延損害金や弁護士費用を付加すべきでないと主張する。

しかし、東電公表賠償基準、中間指針等いずれも、遅延損害金や弁護士費用を付与しない旨記載されていない。中間指針等は、最低限の賠償基準を定めたものであり、遅延損害金や弁護士費用が織り込まれているはずがない。

★第36準備書面(「ふるさと喪失＝故郷剥奪」慰謝料について)

○概要

- ① 環境社会学を専門とする関礼子立教大学教授は、他の裁判所へ、意見書を提出した。

その意見書により、社会学の観点から改めて‘ふるさと喪失’を分析しており、これによって生じた被害が「避難」とは全く異なり、「故郷喪失・変容慰謝料」と「避難慰謝料」が明確に異なり、別損害であることがいえる。そして、東電が主張する「慰謝料の賠償は、避難に伴う生活基盤喪失も踏まえてなされている」が、誤りであることもいえる。

- ② 原発事故がもたらす加害の特徴は、土地に根差して生きるという権利の侵害にある。人と自然がかかわる環境を奪われ(環境権侵害)、人と人とのつながりが断ち切れ(社会関係資本の損傷)、地域の中で穏やかに生活する日常を奪われ(平穏生活権侵害)、出身地の誇りを傷つけられ(人格権侵害)、歴史を未来につなげていくことができない(地域の伝統文化や無形文化財の消失の危機)。
- ③ 故郷は、自然と人のかかわり、人と人とのつながり、地域の持続可能性の3つから構成される。各地域には、自然とのつながり、それぞれの伝統行事や親戚等の付き合い、人と人とのつながりがあった。それが、原発事故により断ち切られてしまった。いったん断ち切られた地域の持続可能性は見いだせず、地域の絆は壊れ、亀裂がどんどんと深まっている。このような状態は、原発事故避難ではなく、避難指示解除をきっかけに生まれた。
避難指示解除後も、故郷が剥奪され続けている。
- ④ 避難指示の解除の有無や、解除までの期間の長短にかかわらず、原発事故によって故郷は剥奪されている。
故郷剥奪被害の前提にあるのは、地元＝故郷で生きる人生があった事実、である。自然とかかわり、人とつながり、それら関係性が持続的なものとして続いていくことで、故郷は、地域の中に根差す‘結い’に特徴付けられるひとつのまとまりのある故郷になる。
故郷剥奪の特徴は、一つの故郷が剥奪されただけでなく、夫と妻のそれぞれの故郷・親族の故郷が一度に破壊されたということである。原発事故賠償における避難指示区域の線引きは、区域内/区域外に対立としこりを生んだ。対立としこりは、故郷の近くで住むという選択肢さえ奪っている。
避難指示区域の人々は、避難先だけで軋轢を抱えただけでなく、地域や親族間での軋轢も経験した。この軋轢は、避難指示の解除後に、帰る/帰らないをめぐっても生じている。
- ⑤ 避難が終わったとしても、故郷剥奪被害はその後も継続する。それは、共同性の解体の結果としての生活及び持続可能性の困難に帰結する。
関教授の意見書は、一審原告らの生の声を聴き、分析することで故郷剥奪の実相を明らかにしている。裁判所におかれては、こうした社会学観点から分析された故郷喪失＝剥奪の実態に目を向け、適切な慰謝料を算定されたい。

★第37準備書面(建屋等の水密化対策のまとめ・電源確保対策及び一審被告国第11準備書面・一審被告東電共通準備書面(8)に対する反論)

○概要

- ① 防潮堤の設置が間に合えば良いが、いつ襲来するのかピンポイントで正確に予想できない津波に対して、何もしないというのは規制権限の放棄に等しい。防潮堤の設置も検討しつつ、より短期間にかつ低額で実施することが可能だった水密化対策をとるべきであった。
- ② 一審原告らが主張する水密化対策は、「タービン建屋の水密化」・「重要機器室の水密化」・「共用プール建屋の水密化」である。福島地裁判決も、1～3号機のタービン建屋・共用プール建屋・重要機器設置箇所の水密化をすることによって、本件津波の波圧に耐え得た可能性がある旨、判示している。
本件事故当時の電源盤配置状況は、系統分離がされておらず非常に脆弱な

配置設計であった。これでは、津波の浸水に対し、全ての電源が同時にダウンしてしまう可能性が顕著であった。そのため、建屋の水密化・重要機器室の水密化が必要である。

- ③ これら水密化措置は、本件事故前後において、現に検討され、実施されている。2006年に開催された第3回溢水勉強会において、既に津波対策として、タービン建屋の大物搬入口等の水密化が検討されていた。

重要なことは、本件事故前に「長期評価」の想定に基づいて建屋等の水密化措置が現に原子力発電所において講じられた事実である。このような措置が、事業者の自主的取り組みでなされたのか、規制要求に基づくものかどうかはここでは問題にならない。

本件事故直後、浜岡原子力発電所等で、大物搬入口等の水密化措置が講じられた。この事実は、本件事故前から、大物搬入口等の水密化措置が、発想としても技術的にも可能だったことを基礎づける。JNES(原子力安全基盤機構)は、2007年、フランス・ルブレイ原発事故等を踏まえて、水密化の効果を評価し、公表していた。

- 一審原告らが主張する水密化措置は、国が主張するような後知恵ではない。
④ 国は、後藤氏・筒井氏らの技術専門分野が原発の非常時電源対策や被水防止対策を論じる専門分野からかけ離れている、と主張する。

しかし、電源喪失を防ぐ対策は、原発施設特有の問題ではない。後藤氏・筒井氏は、原子炉の核反応の議論をしているのではなく、水に脆弱なプラントや海洋構造物を被水させないようにするためにどうすべきか、という議論をしている。したがって、対象となるのが原子力プラントなのか他のプラントなのかという違いをもって、後藤氏・筒井氏らの専門性は否定されない。

設計上の問題は、荷重がある程度特定できれば問題ない。極めて特殊な場合を除き、高度な解析をしないと設計ができないということは、科学的にも技術的にも誤っている。後藤氏に言わせれば、国の主張は「実際の設計やものづくりをしたことがない人のもの見方で、多少技術の現場に身を置いたことのある立場から見ると、全く当を得ない」ものという他ない。

- ⑤ 室内に浸水する可能性があることも想定し、配電盤等の水に弱い機器については、津波による浸水を防ぐため、できるだけ高台に設置することが求められる。

一審原告らは、「電源確保対策」の一つとして、非常用ディーゼル発電機・配電盤等の高所配置及び建屋内機器とのケーブル接続、を主張している。これは、常用と非常用を合わせて、全ての電気設備を高台に設置せよということではなく、非常時に対応してその影響を最小限にとどめるための電気機器の高台設置を求めているのである。

ケーブルの数・耐震設計などについては、規制機関が「性能要求」の指示を出し、これに応じて、原子力事業者が技術力を結集して応じれば済むことである。一審原告らが「詳細設計」を主張する必要は全くない。

★提出した主な証拠

下山憲治教授の意見書、福島地裁の裁判で提出された2002年推計に基づく津波防護策についての求釈明書、これに対する国の回答書、小野祐二氏(保安院安全審査課審査班長)の供述調書、島根原子力発電所安全対策等の実施状況

(中国電力作成), 河北新報, 環境省中間貯蔵施設情報サイト, 富岡町住民意向調査結果, 吉村良一立命館大学法科大学院特任教授の意見書, 関礼子立教大学教授の意見書, 福島地裁郡山支部で実施された関礼子教授の証人調書, 除本理史大阪市立大学大学院経営学研究科教授の文献, 捜査報告書(重みづけアンケート結果の取りまとめについて)

★その他提出した書面

一審原告の方々個別損害の関する準備書面

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★提出した主な証拠

東電役員らの刑事判決, 山形地裁判決

※主張書面は, 提出されていません

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

★提出した主な証拠

名古屋地裁判決

※主張書面は, 提出されていません

2 一審原告代理人による損害と国の責任の意見陳述

3 今後の裁判の日程

第8回口頭弁論期日

2020年6月5日(金)14時

以 上